

令和8年1月29日

福井県立歴史博物館飲食施設出店者募集仕様書

福井県立歴史博物館（以下「甲」という。）における、飲食施設出店者（以下「乙」という。）募集にかかる仕様を次のとおり定める。

1 基本的な考え方

乙が有するノウハウ、アイデア等を最大限活用し、博物館にふさわしいメニュー、雰囲気づくり、サービスの提供を行うことにより、来館者の満足度を高める。

2 食事・サービスの提供内容等

- (1) 味や品質にこだわった軽食・ドリンク・スイーツ等のメニューをリーズナブルな価格で提供すること
- (2) 博物館で開催する企画展等に合わせた特別メニューなど、博物館にふさわしいメニューの企画・提供に努めること
- (3) 福井県の食材を使用した地産地消メニューの設定に努めること
- (4) アルコール飲料の提供を行わないこと。店内は禁煙とすること。
- (5) 博物館にふさわしい明るく居心地の良い店内環境づくり、博物館の利用者以外にも周辺から気軽に立ち寄れる雰囲気づくりを行うこと。
- (6) 博物館が行うイベント、広報活動および施設の保守管理作業に対して協力すること。

3 営業にかかる事項

(1) 店舗名称

県と協議の上、決定する。

(2) 営業開始日

令和8年4月29日（水）までに営業を開始すること。

（※継続の場合は令和8年4月1日（水）から営業を開始すること。）

(3) 営業日

博物館の開館日は営業すること。開館日以外の営業については甲と協議のうえ決定する。

甲から開館日変更の事前連絡があった場合、乙はこれに協力すること。

(4) 営業時間

博物館の開館時間は営業すること。開館時間以外の営業については甲と協議のうえ決定する。

甲から開館時間変更の事前連絡があった場合、乙はこれに協力すること。

(5) 売上等の報告

乙は、毎月の売上高と客数を当該月の1日から月末までを集計し、翌月20日までに甲に報

別紙1

告しなければならない。

(6) 連絡会議

甲と乙は定期的に連絡会議を開催し、メニュー・サービスの提供方針、収支状況、広報展開等について協議する。

4 備品および厨房設備

(1) 備品および厨房設備の使用について

ア 乙は別紙3「福井県立歴史博物館飲食施設 備品・厨房設備一覧」の備品および厨房設備（以下、「備品等」という。）を無償で使用することができる。

イ 乙は、甲から貸与された備品等について、乙の責に帰する理由で損害を与えた場合は、乙の負担において原状回復を行うものとする。ただし、当該備品等が経年劣化により使用不可能となったと認められた場合は、甲の負担において処分するものとする。

(2) 備品および厨房設備の設置について

ア 乙は、甲の承認を得て、乙の負担において新に備品等を設置することができる。

なお、当該備品等の設置によって既設設備の移設等が必要になった場合は、乙の負担により当該移設等を行うものとする。

イ 乙は、乙の負担によって設置した備品等について、使用期間満了時には乙の負担において撤去するものとする。

5 施設の維持管理

(1) 修繕費および保守点検費用

ア 飲食施設の給排水設備、電気設備、その他主要構造部分の修繕費および保守点検費用については、甲が負担する。ただし、乙の責に帰すべき事由があると判断された場合の修繕については乙が負担する。

イ 甲の承認に基づき乙が整備した主要構造の修繕費および保守点検費用については、乙が負担する。使用期間満了時における撤去費用についても同様とする。

(2) 光熱水費

乙は、使用許可期間中使用した電気料、水道料、ガス等の実費を別に負担するものとする。

6 人員配置計画

(1) 人員の配置

乙は、本業務に必要かつ十分な従業員数を配置し、当該従業員のうち1名を現場でのリーダーおよび甲との連絡調整役を担う現場責任者として任命すること。

(2) 現場責任者等の届出

乙は、現場責任者を任命または変更したときは、甲に届出を行うこと。

7 その他

飲食施設運営の他業者への再委託は認めない。